

# 令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：江田島市

令和8年6月25日公表

## I 職員の男女の給与の額の差異

### 1. 全職員に係る情報

| 職員区分              | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員      | 91.1%                           |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 112.5%                          |
| 全職員               | 67.9%                           |

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

| 役職段階        | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | —                               |
| 本庁課長相当職     | 97.7%                           |
| 本庁課長補佐相当職   | 99.4%                           |
| 本庁係長相当職     | 93.0%                           |

#### (2) 勤続年数別

| 勤続年数   | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上  | 100.6%                          |
| 31～35年 | 94.1%                           |
| 26～30年 | 97.0%                           |
| 21～25年 | 93.0%                           |
| 16～20年 | 87.8%                           |
| 11～15年 | 85.1%                           |
| 6～10年  | 88.3%                           |
| 1～5年   | 96.1%                           |

## 【説明欄】

### 1. 全職員に係る情報

- 「任期の定めのない常勤職員」（正規職員）の男女比率は、男性64.7%、女性35.3%である。
- 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」（会計年度任用職員等）の男女比率は、男性26.7%、女性73.3%である。

○ 給与には、給料のほか扶養手当や住居手当等の諸手当を含んでおり、扶養手当受給者の89.9%が男性職員である。

○ 「全職員」の職員区分及び男女別の人数比率は、次表のとおりである。相対的に給与水準が高い「任期の定めのない常勤職員」の男性の割合が最も高く、次いで相対的に給与水準が低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」（会計年度任用職員等）の女性の割合が高くなっている。

| 職員区分                         | 男性    | 女性    |
|------------------------------|-------|-------|
| 任期の定めのない常勤職員（正規職員）           | 35.5% | 19.4% |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員（会計年度任用職員等） | 12.1% | 33.0% |

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

### （1）役職段階別

本庁部局長・次長相当職の女性職員がいないため、「－」と記載している。

### （2）勤続年数別

勤続年数が短い層において男女の給与の差異が大きくなっている。これは、近年、社会人経験者採用の拡充により、入庁時の給与水準に差が生じており、採用前の職務経験が長い職員に男女の偏りがあること。また、育児短時間勤務、部分休業を取得していることが主な要因となっている。

## II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

| 区分         | 令和7年度 |
|------------|-------|
| 管理的地位にある職員 | 22.9% |

### 【説明欄】

- 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合は22.9%である。
- 管理的地位にある職員は、本市の部長級、課長級とする。

### Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

| 区分          | 令和7年度 |
|-------------|-------|
| 本庁部局長・次長相当職 | 0.0%  |
| 本庁課長相当職     | 28.2% |
| 本庁課長補佐相当職   | 37.1% |
| 本庁係長相当職     | 35.2% |

#### 【説明欄】

○本庁課長相当職の割合は28.2%である。

○本庁課長補佐及び係長相当職では女性職員が一定程度登用されている。

### Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

#### 1. 男女別の育児休業取得率

##### (1) 常勤職員

| 区分 | 令和7年度  |
|----|--------|
| 男性 | 75.0%  |
| 女性 | 100.0% |

##### (2) 会計年度任用職員

| 区分 | 令和7年度 |
|----|-------|
| 男性 | —     |
| 女性 | —     |

## 2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

| 区分            | 常勤職員  |       | 会計年度任用職員 |    |
|---------------|-------|-------|----------|----|
|               | 男性    | 女性    | 男性       | 女性 |
| 1 週間未満        | 0.0%  | 0.0%  | —        | —  |
| 1 週間以上 2 週間未満 | 0.0%  | 0.0%  | —        | —  |
| 2 週間以上 1 月以下  | 50.0% | 0.0%  | —        | —  |
| 1 月超 3 月以下    | 16.6% | 0.0%  | —        | —  |
| 3 月超 6 月以下    | 16.6% | 0.0%  | —        | —  |
| 6 月超 9 月以下    | 0.0%  | 0.0%  | —        | —  |
| 9 月超 12 月以下   | 0.0%  | 33.3% | —        | —  |
| 12 月超 24 月以下  | 16.6% | 33.3% | —        | —  |
| 24 月超         | 0.0%  | 33.3% | —        | —  |

### 【説明欄】

#### 1. 男女別の育児休業取得率

○常勤職員の育児取得率は、女性職員が100%、男性職員が75%となっており、男性職員の育児休業取得は昨年度に比べ増加傾向である。

○会計年度任用職員は該当職員がいないため、「—」と記載している。

#### 2. 男女別の育児休業の取得時間の分布状況

○取得期間については、男性職員が6月以下の取得が多い一方、女性職員は9か月超の取得が中心となっている。

## V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

| 区分      | 令和7年度     |
|---------|-----------|
| 内部部局等   | 8.2 時間／月  |
| 内部部局等以外 | 10.4 時間／月 |

### 【説明欄】

○内部部局で月平均8.2時間、内部部局以外で月平均10.4時間となっている。

○内部部局を本庁、内部部局以外を出先機関とする。

○業務の効率化や事務の見直しを進めるとともに、職員の適正配置に努め、時間外勤務の縮減と働きやすい職場環境整備を推進する。